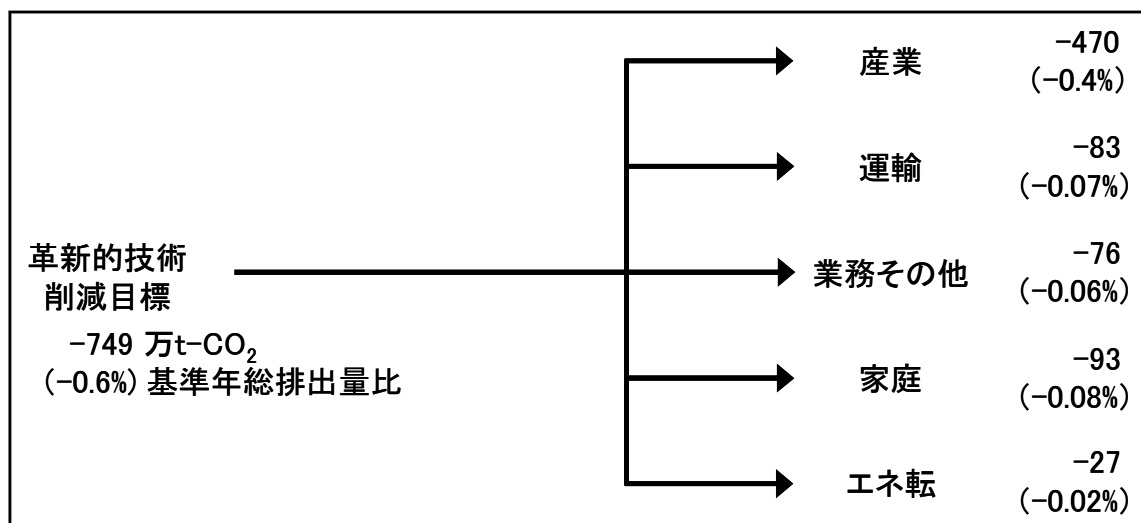
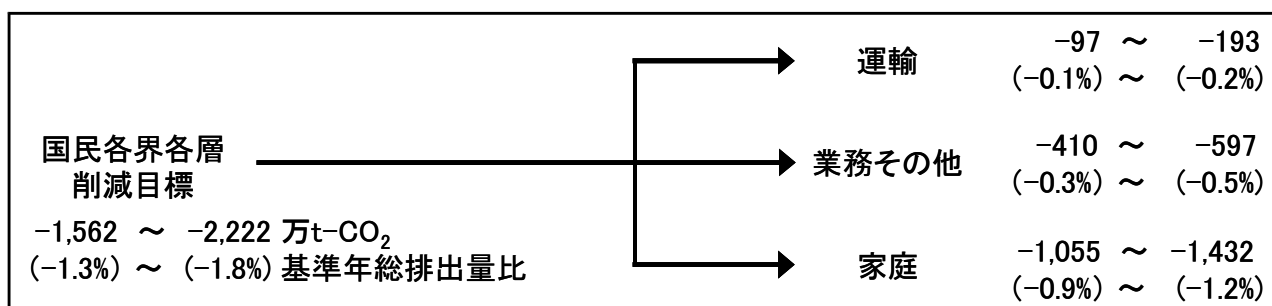


ある。

(図9 : 「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」の削減量の配分)



(図10 : 「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」の削減量の配分)



(注)

※ 「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」の削減量の配分に関しては、産業構造審議会産業技術分科会研究開発小委員会革新的温暖化対策技術フォローアップWGによる配分を、一つの計算例として示したものである。

※ ここでは、「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」と「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」による部門ごとの削減量を、削減量(万t-CO₂)と基準年総排出量比(%)で示している。一方、表2(28ページ)及び表4(76ページ)では、大綱の目安としての目標を部門ごとの排出量の基準年比で示している。例えば、産業部門について、上記における基準年総排出量比「-0.4%」と、表2、表4における産業部門の排出量の基準年比「-1.0%」(配分前「-7%」と配分後「-8%」の差分)は同じ削減量を表している。

(3) 社会経済活動量の変化と温室効果ガス目標の設定

- 2004年の大綱の評価・見直しは、日本の6%削減約束の達成に向けた対策・施策を準備し、その透明性と実現性を高めることにある。

- 今回、温室効果ガス区分毎に評価を行ってきて判明したことは、エネルギー起源二酸化炭素のうち運輸部門、民生部門（家庭、業務その他）については、他の区分に比べて排出量の伸びが大きく、他の区分と比べても目標との乖離が著しく大きいものの、決して対策努力が行われなかった結果ではなく、交通量、床面積、世帯数などの社会経済活動量の伸びが大きいことが背景にある。また、これらに加え、業務その他部門の増加の背景としては第3次産業へのシフトに代表される産業構造の変化があること、家庭部門の増加の背景としては高齢化などによる暖房需要の増加があることなど、我が国の社会経済の構造的な変化が存在している。なお、産業部門については、生産量の増減などによる変動があることに留意する必要がある。

- 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の区分において目標を達成する確実性が高くなった背景としては、鉱業、農業、畜産業の生産量の推移などの減少が大きく効いている。

- 社会経済活動量は様々な政策誘導の対象としても理解でき、公共交通機関へのシフトを促し交通量自体を減少させる方向の対策など、社会経済活動量に働きかける対策を講じる必要がある。しかしながら、こういう対策をとってもなお、社会経済活動量が大きく変化するトレンドが存在する場合もあると考えられる。このような場合には、こうしたトレンドを踏まえて、目標となる数値についても見直しを行うことが適切と考えられる。また、目標数値と排出実態の著しい乖離を放置することは、大綱の実現可能性を著しく損い、大綱そのものの信頼性を傷つけるおそれがあることに留意する必要がある。

- なお、代替フロン類3ガスについては、他のガスが排出を直接コントロールする対策が少ないのに対して代替品開発、回収・破壊など直接に排出をコントロールすることのできる対策技術が存在することが大きな特徴である。このような特性を踏まえ、官民一体となった努力により目標達成に向けて大きな削減という成果を挙げたことは賞賛に値する。

3. 各区分や部門にまたがる横断的対策・施策

(1) ポリシーミックスの検討

- 各区分や部門にまたがる横断的な対策、又は、各区分や部門の個々の対策を横断的に推進するための施策として掲げる各対策・施策は、単独でも効果を発揮するが、複数の対策・施策を適切に組み合わせることで、それぞれの弱点を補いながら削減の確実性を高め、さらに、環境と経済の好循環といった複数の政策目的の同時達成を図ることが可能となる。緻密な制度設計がなされているイギリスの制度等各国の制度も参考にしつつ、我が国におけるポリシーミックスのスキームを具体的に設計すべきである。

(2) データの整備をはじめとする制度と透明性の高い評価・見直しの仕組みの整備

- 当審議会は、今回の評価・見直しに関して、提示された大綱の積算根拠や対策・施策による温室効果ガスの削減量に関するデータにより、可能な限りの評価作業を行った。しかしながら、現状においては、PDCAサイクルにおけるプランの段階及びチェックの段階における数値の評価が、第三者による検証が可能な高い透明性が確保されているとは言えない状態にあることも明らかになった。例えば、家庭における家電製品のストックデータ、住宅や建築物の断熱性能別のストックデータなど地球温暖化対策の基礎となる情報でありながら、現在は収集や統計化されていないものが数多く存在する。
- 今後は、2007年の評価・見直しをさらに適切に行うことができるよう、2004年の評価・見直しの経験を生かし、不可欠なデータ群を統計として整備するとともに、評価手法の確立、透明性向上のための対策を講じることを、強く要請する。
- 特に、環境情報については、その社会的必要性が認識されながらも、実際の体制がそれに追いついていないのが現状であり、地球温暖化対策の評価・見直しに必要なデータであっても、法律に基づいて収集できる統計データがほとんどない。個別分野での任意の情報提供を呼びかけるだけでなく、情報提供者と情報請求者の双方の権利義務を明確にした上で、社会的に必要な環境情報のレベルを明らかにした法的枠組も検討すべきである。

(3) 地球温暖化対策に関する普及啓発・情報提供の拡充・強化

(普及啓発・情報提供の重要性)

- 地球温暖化対策を進める上で、公的主体をはじめとする企業、国民などの各界各層の理解は、対策の基盤である。このような、普及啓発活動は、ともすれば直接の削減活動に結びつかないとして、軽視されがちであるが、京都議定書の6%削減を達成する国が、責任をもって、大々的な知識の普及、国民的運動のリーダーシップを取らなければならない。特に、地球規模での温暖化対策の一環として、国民一人ひとりが対応すべき問題であることから、抜本的な広報活動が必要である。
- 我が国の国民は高い環境意識を持っており、多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、国民一人ひとりの自主的な行動に結びつけていくことが必要である。
- その際、地球温暖化の最新の科学的知識を整理し、分かりやすい形で提供することはもちろんのこと、何をすることが、あるいは何を購入することがより少ない温室効果ガスの排出につながるかという具体的な削減行動に繋がる機会の提供にも積極的に取り組むべきである。このため、例えば、家庭部門の目標及び対応策を、kWh、m³、ℓなどの分かりやすい数値を用い、家庭の目線で作成することが考えられる。

(普及啓発・情報提供活動の強化)

- また、地球温暖化対策は多くの人々の参加を得て行うことが肝要であり、地球温暖化対策推進法に基づく全国地球温暖化防止活動推進センター、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員の役割を更に強化すべきである。
- 更に、地球温暖化対策に役立つ技術や製品に対する理解を深めるための企業と消費者との連携活動や、地球温暖化に資する活動を行っている地域の団体や草の根の団体との協力、供給される製品の性能等に関する知識を有している企業による広報活動の促進など、民から民への情報提供・普及啓発活動を進めていくことにより、必要な情報が必要な者に適切に届くようにすることが有益であり、このような活動を促進する措置が講じられることが望ましい。

(普及啓発・情報提供の評価データの収集)

- このような普及啓発や情報提供の成果についても、世論調査やモニター等を活用し、年代、地域、職業、性別など、各層における温暖化問題に対する関心度、ライフスタイルの変化などを定期的に調査することが必要である。

(4) 事業者からの温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

(企業・公共部門を通じた共通ルールの有用性)

- エネルギー供給部門、産業部門、業務その他部門、運輸部門、家庭部門等を通じて、2001年度の我が国の二酸化炭素排出量のうち約8割を企業・公共部門関連が占める。この8割の一部である公共部門については、地球温暖化対策推進法により、自らの事務事業からの温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を定めるとともに、自らの事務事業からの温室効果ガスの排出量を公表すべきこととされている。

一方、公共部門以外の事業者からの温室効果ガスの排出量については、これを算定・公表すべきこととする制度はない。現在、経団連は「環境報告書の3年倍増」を提言し、温室効果ガスの排出量の公表も会員企業に奨励、推進しており、こうした情報開示の取組は望ましいことである。しかし、環境省の調査によれば、二酸化炭素排出量を公表している事業者の割合は平成14年度において約2割にとどまっている。

- エネルギー起源二酸化炭素全体の排出が目標を達成するためには、その排出の大きな部分を占める事業者が、産業部門、業務その他部門、運輸部門等を通じて、主体的に排出削減に取り組むことが必要である。また、各事業者が排出削減対策をとる上で、まず自らが直接・間接に排出する温室効果ガス排出量を把握することは、PDCAサイクル確立の基盤として不可欠である。
- したがって、企業、公共部門を通じて共通のルールを定め、温室効果ガスの排出量を算定し、さらに、行政機関が一覧性をもって各事業所、あるいは各企業、公的主体からの排出量を公表することにより、個々の事業者に削減対策の促進へのインセンティブが与えられることとなる。

(算定・報告・公表の制度設計の留意点)

- 地球温暖化対策を適切に推進するためには、産業の実情や事業者の負担軽減に配慮しつつ、一定規模以上の事業者からの温室効果ガス排出量について、事業者が算定し、行政機関に報告するとともに、行政機関が一覧性をもってこれを公表する制度の導入が極めて効果的である。その際、対象となる温室効果ガスとしては、二酸化炭素に限らず、その他のガスについても可能なものは対象とすることが適切である。
- また、運輸部門について物流事業者を対象とする場合には、物流事業者と荷主の間での排出量の整理についても検討すべきである。なお、既に公表されている公共部門に属する主体からの排出量についても、併せて、一覧性をもって公表することが適切である。
- 温室効果ガスの算定・報告については、政府部内及び国と地方公共団体の間で、類似制度の調整を検討することが必要である。例えば、事業者は省エネ法に基づいて「エネルギー管理指定工場」に対して年間のエネルギー消費量の報告を義務付けられている。
- また、この制度における公表については、全国展開する企業にとっては、生産設備状況によって事業所間の生産調整を行うことが通常であり、個別の事業所ごとの排出量の公表まで求める必要はないとの意見もある一方、削減対策は個別事業所ごとに行われるため、個別事業所に削減対策の促進へのインセンティブが与えられる必要があり、事業所ごとに排出量を公表すべきとの考え方もある。

なお、公表制度においては、企業秘密の保護は特に同業他社との関係で必要となるが、既にPRTR法や行政情報公開法により、その例はあり、制度設計に当たっては、これらと同様に法的に保護されるべき企業秘密は当然に保護される仕組みとすることが適切である。
- 情報の公開は、21世紀を生き抜く企業の基本をなす行動である。CSRの観点からオープン・フェア・オネストは時代のキーワードであり、こうした取組により企業と社会・消費者・市民との相互信頼の関係を構築されることが期待される。

(5) 自主行動計画の充実と透明性の確保

(自主行動計画の充実)

- 現在、日本経団連の下で各業界ごとに自主行動計画が作られており、取組が進められ

ている。こうした取組は、各業態・企業の自主性や創意工夫を引き出すきめ細かい取組となっており、これまで一定の成果を挙げてきている。自主行動計画をさらに充実させ、実効性のあるものにしていくためには、業務部門に区分される本社ビルや営業拠点における削減努力、運輸部門の荷主としての物流の効率化に向けた取組など、二酸化炭素の排出量の大幅な増加が見込まれている業務部門や運輸部門での自主行動計画の策定とその着実な実践が期待されている。

日本経団連は、産業・エネルギー供給部門と比べてこれまで取組に差異のある運輸部門及び業務その他部門についても自主行動計画の策定を関係業界に促し、その実行を確保しようとしている。また、製造業に属する企業でも運輸部門や業務その他部門の活動を行っており、産業部門のバウンダリーを超えた削減活動を評価する動きが広がっている。運輸部門及び業務その他部門の二酸化炭素排出量が増加している状況にかんがみれば、これらの分野についての対策の実行に関して、自主行動計画を策定する意義は大きい。

(自主行動計画の協定化と透明性の確保)

- 経団連の自主行動計画は、産業界が企業市民として社会に対してコミットしたものであると言われてしている。その実行の担保や透明性について保証するため、経団連として関係審議会でのレビューを受けたり、環境自主行動計画第三者評価委員会を設置して評価を行う等の努力をしている。
- 経団連の環境自主行動計画第三者評価委員会の2003年度環境自主行動計画評価報告書によれば、「自主的な取り組みは自主的であるがゆえに、その有効性を一般に理解してもらうために一層の説明責任が求められる」とともに、「自主行動計画が我が国産業界の信頼できる実績として評価されるためには、今後特に目標達成の見通しをより確実なものとしていく必要がある」としている。

こうした観点から、自主行動計画について政府との間で協定を結ぶことについて検討すべきである。また、企業の社会的責任や環境報告書、環境会計との連携についても検討が必要である。
- また、透明性を高めるため、算定の基礎データの公表を一層推進するとともに、同評価報告書でも指摘されているとおり、「各業種から提出された数字と国の統計との整合性の確認、計画全体の目標と各業種目標の整合性の確認、各業種目標の妥当性のチェック」等について、「専門的能力を有し、客観的な判断ができる専門機関の活用を検討」すべきである。

- なお、政府との協定に関して、同評価報告書は、「我々が理解する自主協定は必ずしも法的拘束力や罰則等を伴うものではない。政府もしくは独立性の高い専門機関によるデータのチェックによって、透明性、信頼性を確保するとともに、協定に基づく対策の実施を産業界の柱と位置づけ、目標が達成される限りにおいて追加的対策を講じないことが担保されれば、参加各業種のインセンティブ向上も期待できる」とされている。
- 一方、経団連からは協定化に反対との意見もあった。

(削減努力をした企業が正当に評価される仕組み)

- 経団連の自主行動計画は、一定の成果を収めているが、全体として評価する仕組みとなっていることから、個々の業界や個々の企業の努力が外から見えにくい仕組みとして機能しているおそれがある。
- 自主行動計画は努力した業界や企業の個々の取組が評価される仕組みと両立する形で機能させることも可能であると考えられる。既に企業によっては、大変な努力を始め、その成果を挙げているところが多いことを考慮し、また、経団連は個々の企業の自主的自立的な取組を奨励することはあっても阻害することはないと表明していることから、個々の企業が正当な評価を受ける仕組みを同時に準備しておくことが大切である。
- また、努力を行った個々の企業が消費者から評価される仕組みが重要であり、政府は先進的な取組を奨励・支援すべきである。さらに、業界として、あるいは企業として政府と協定を結び、実際に積極的な取組を進める企業に対しては、より大きなインセンティブを与えることも考えられる。

(6) 国内排出量取引制度

(国内排出量取引制度)

- 排出量取引制度は、経済的手法の代表的なものの一つであり、市場メカニズムを活用し、一定量の削減を実現する上での全体としてのコストを最小化する経済効率的な制度である。一定量の削減を実現する上で、取引を認めないとすれば、限界削減コストの均等化が図られず、全体としてより高いコスト負担をする結果となる。

- 国内排出量取引制度は、2005年1月からEUで導入されるほか、ノルウェー、スイス、カナダにおいても導入が予定されており、国内制度相互のリンクに関する具体的な検討も始まっている。京都メカニズムやEU排出量取引制度等の他国の排出量取引制度とリンクすることにより、排出枠価格の低下・安定化が図られ、より費用効率的に排出削減を実現することができる。
- 排出量取引制度は、市場メカニズムを活用し、排出が増えた場合にも排出枠を購入する等の柔軟な対応が可能な制度である。
- 我が国においては、経団連自主行動計画により、各業種で一定の目標を達成することとコミットしているが、各企業が一律にその目標を達成するわけではなく、当然、業種によって、さらに企業によって削減する企業、増加する企業がある。自主行動計画では、その間に金銭の移動はないが、国内排出量取引制度を導入すれば、定められたルールの下で市場に従った取引が行われることになる。

国内排出量取引制度はEUでも導入され、カナダ等においても原単位目標をベースにした制度の導入が検討されている。我が国の制度をEU、カナダ等の国内排出量取引制度や京都メカニズムとリンクし、海外市場のクレジット等を使用できる制度とすれば、EU、カナダ等と限界削減費用の平準化が可能となる。

(国内排出量取引の制度設計にあたっての留意点)

- 発電用燃料以外の燃料や工業プロセスからの排出については直接排出に、電力については間接排出に着目する（電力使用者の排出責任とする）ことにより、産業部門、工業プロセス部門、業務その他部門を通じ、排出削減努力を促すことができる。
- 対象となる施設を指定して排出量取引を行う場合には、対象施設の在り方、排出枠（アラウアンス）の配分方法、不遵守時の措置といった制度の在り方などについて、今後議論を深めていく必要がある。また、制度設計の際には、業界・企業間の公平性を担保するための事前検討の行政コストが膨大なものとならないよう、行政コストをできるだけ低くすることが重要である。さらに、将来的には、国内排出量取引制度を京都メカニズムやEU排出量取引制度等諸外国の制度とリンクさせていくことが重要である。このため、各国政府が行うことになっている国別登録簿を整備することにより、京都メカニズムを活用するためのインフラを整備することが重要である。

（自主参加型の国内排出量取引制度）

- 自主参加型の国内排出量取引制度は、自ら定めた削減目標に自主的にコミットした企業に対して、何らかのインセンティブを与えるとともに、当該削減目標を達成するために排出量取引を活用できることとするものである。イギリスでは、EU排出量取引制度の導入に先立ち自主参加・インセンティブ付与型の国内排出量取引制度を実施し、経験の蓄積と温室効果ガスの削減を図っている。
- 我が国においても、第2ステップにおいて、自主参加型の国内排出量取引制度を実施することにより、経験の蓄積と温室効果ガスの追加的な排出削減を実現することが適当である。その際、対象となるガスとしては、二酸化炭素のみならず、削減の費用対効果の大きい代替フロン等3ガスについても、削減努力を評価する観点を含めて、対象とすべきである。
- こうした自主参加型の国内排出量取引制度は、地球温暖化対策への先進的取組が付加価値を生むという新しいビジネスモデルを創造していく社会実験としても位置づけられるものであり、企業の先進的な取組を奨励し、自主参加型の制度を定着・拡大させながら、今後の在り方についての条件整備を図っていく必要がある。
なお、国内排出量取引制度は既に取り組んでいる自主行動計画と矛盾するのではないかとの懸念もあることから、国内排出量取引制度と自主行動計画とが両立するよう配慮することが必要である。

（7）温暖化対策税

- 中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会が昨年8月に温暖化対策税制の具体的な制度の案を公表した。その中では、炭素トン当たり3000円程度の低率の温暖化対策税を導入し、その税収を地球温暖化対策に用いる案が提案されている。温暖化対策税の効果としては、①化石燃料の価格上昇による価格インセンティブ効果、②温暖化対策税により生じた税収を幅広い地球温暖化対策に活用することによる効果、③税導入によるアナウンスメント効果の3つの効果が指摘されている。
- 大綱に掲げられる対策のうち確実性の低い各種の対策を実現する手法として経済的手法が考えられる。

温暖化対策税は、上記のほか、一般家庭や自動車利用までも含む温室効果ガスを排出

する幅広い主体に対して公平に対策への関わりを求め得るものであり、規制等の手法に比べて行政コストが安くて済むという特長を有している。

経済的手法のうち、補助金や税制優遇措置によって各種の対策を実現するためには巨額の費用がかかるものと考えられる。温暖化対策税ではその税収をこれらの補助金や税制優遇措置に充てることが可能である。

このため、経済的手法の追加に当たっては、様々な課題の指摘もあるが、①～③の効果を併せ持つ温暖化対策税が有力な手段であると考えられる。

- なお、温暖化対策税については、その効果や使途の在り方、他の施策との比較や組み合わせ、我が国企業の国際競争力への影響の有無等について、更に議論を深めるべきとの意見もあった。
- 温暖化対策税制及びこれに関連する施策に関しては、中央環境審議会総合政策部会と地球環境部会が合同で設置した施策総合企画小委員会で議論がなされているところであり、温暖化対策税制に関しては同小委員会において上記を踏まえた検討が行われることを期待する。

(8) 夏時間（サマータイム）の導入

- 夏時間（サマータイム）は、地球温暖化対策の観点からは、夕方の照明や朝の冷房用電力等の節約により、二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれる。
- サマータイムには多面的な効果があるとされており、その導入については、地球温暖化対策の観点からだけでなく、ボランティア活動や観光・文化産業の支援策、労働時間の短縮やバカンス制度の導入などの諸施策と相まって推進することにより、国民の生活構造の改革を推し進め、豊かな生活を送りながら地球温暖化対策を進めることにつながっていくことが期待される。特に、サマータイムの検討に当たっては、かつて長時間労働に対する悪影響への懸念があった経緯もあり、地球温暖化対策の観点に加え、働く側にとってのゆとり・豊かさをめざしたライフスタイルの見直しやワークルールの観点も考慮する必要がある。また、地域特性に応じた柔軟な検討が必要である。
- このため、アンケート調査、パンフレットの作成、啓蒙活動、各主体との意見交換を一層、積極的に推進するとともに、地域における先進事例を検証しつつ、国民的議論の展開を図り、合意形成を図るべきである。